

「リーチサイトへの対応」の検討状況について

平成30年2月
文化庁長官官房著作権課

検討の経緯

近年、デジタル・ネットワークの進展に伴い、インターネット上において音楽・アニメ・映画・マンガ・ゲームなどのコンテンツが不正に流通し、インターネット上の著作権侵害による被害が深刻さを増してきている。

このような状況において、自身のウェブサイトにはコンテンツを掲載せず、他のウェブサイトに掲載された著作権侵害コンテンツへのリンク情報を提供して、利用者を侵害コンテンツへ誘導するためのウェブサイト(いわゆるリーチサイト)など侵害コンテンツへの誘導行為が、侵害コンテンツへのアクセスを容易にし、著作権侵害を助長しているといわれている。このようなインターネット上の海賊版の流通を助長させる行為は、著作権者が正規版を展開する上での大きな問題となっており、その対応強化策について検討を行うことが求められている。

「知的財産推進計画2017」(2017年5月 知的財産戦略本部)

Ⅲ. 2020年とその先の日本を輝かせるコンテンツ力の強化

1. コンテンツの海外展開促進と産業基盤の強化


(2) 今後取り組むべき施策

⑤ 模倣品・海賊版対策

(インターネット上で流通する模倣品・海賊版対策)

・リーチサイトを通じた侵害コンテンツへの誘導行為への対応に関して、権利保護と表現の自由のバランスに留意しつつ、関係者の意見を十分に踏まえ、法制面での対応を含め、具体的な課題の検討を加速化させる。(短期・中期)(文部科学省)

文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会における検討

- 平成28年8月25日 ・権利者等からヒアリング(非公開)
 - 平成28年12月27日 ・「リーチサイト等による侵害コンテンツへの誘導行為の行為類型」を整理
 - 平成29年2月10日 ・対応の必要性、間接侵害一般に係る議論との関係等について議論
 - 平成29年6月30日 ・プラットフォーム等(※)からヒアリング
※ヤフー株式会社、グーグル合同会社、テレコムサービス協会サービス倫理委員会、
日本知的財産協会、インターネットユーザー協会
 - 平成29年7月28日 ・コンテンツ海外流通促進機構、憲法学者からヒアリング
・主な論点と進め方の決定 等
 - 平成29年10月20日 ・論点について議論
 - 平成29年11月17日
 - 平成29年12月13日
- 

1. 対応すべき悪質な行為の範囲

(1) 民事

本小委員会では、リーチサイト等による侵害コンテンツへの誘導行為のうち一定の悪質な行為については、現行法上も損害賠償請求の対象となり得るとの意見が多く出されたところである。

他方、差止請求に関しては、現行の著作権法の解釈として差止めを認めることが困難であるとの意見が多く出され、間接侵害一般に係る議論との関係については、リーチサイト等による侵害コンテンツへの誘導行為のうち、緊急に対応する必要性の高い行為類型を取り出して検討を行い、それ以外の間接侵害一般に対する差止請求に関する議論については、将来の課題として引き続き解釈に委ねるとの方向で概ね意見の一致がみられたところである。

このような議論の経過を踏まえ、リーチサイト等による侵害コンテンツへの誘導行為のうち、差止請求権の対象として特に対応する必要がある行為類型はどの範囲か、について議論を行う。

(2) 刑事

本小委員会では、リーチサイト等による侵害コンテンツへの誘導行為のうち一定の悪質な行為については、現行法上も著作権侵害の幫助として刑事罰の対象になり得るとの意見が多く出された。一方で、現行法の解釈に関する意見として、著作権侵害罪の幫助の可能性が十分にあるものの、どういった行為について処罰を下すべきであるかを明確にした方が良いのではないかとの意見等が示されているところである。

このような議論の経過を踏まえ、リーチサイト等による侵害コンテンツへの誘導行為のうち、刑事罰の対象として特に対応する必要がある行為類型はどの範囲か、について議論を行う。

2. 現行法における対応の可能性

1. で対応すべきとされた悪質な行為について、現行制度における対応の可能性について検討を行う。

3. 具体的な対応策について

2. の議論を踏まえ、新たに法制度を設けることが必要であるといえるか。仮に、新たに法制度を設けることが必要であるとされた場合には、どのようなものにすべきか。

4. 留意点

これらの検討にあたっては、表現の自由へ十分に配慮するものとする。

検討の視点

- ① リンク情報の提供行為は、インターネットによる情報伝達において不可欠な役割を担うものであり、表現行為として憲法第21条第1項により保護される。もっとも、表現行為も、絶対無制限なものではなく、公共の福祉を実現するために必要かつ合理的な制約を受ける。
- ② 表現の自由の制約に当たっては、厳格な基準¹を併用しつつ、利益衡量²を行うことが要求される。そのため、検討に当たっては、表現の自由と著作権者の利益保護を比較考量し、公共の福祉を実現するために必要かつ合理的な制約とすることが必要である。また、表現行為を規制する場合、憲法上保護に値する表現行為をしようとする者を萎縮させ、表現の自由を不当に制限する結果を招来するおそれのないよう³、規制の対象となるものとそうでないものとの区別の明確性についても配慮する必要がある。
- ③ 侵害コンテンツへのリンク情報の提供行為が幫助(正犯の行為を容易にする行為)に該当する場合には民事責任や刑事責任を負うこともあり得るが、リンク情報の提供行為全般について違法と適法の境界を画定するのは必ずしも容易ではない。そのため、今般の検討では、リーチサイト等による侵害コンテンツへの誘導行為による被害状況を踏まえ、さしあたり緊急に対応する必要性の高い悪質な行為類型を取り出して対応を検討することとする。

1 厳格な基準としては、主として、「明白かつ現在の基準」、「必要最小限度の基準」(規制の対象・程度が必要最小限度であることを要求するもの)、「LRAの基準」(規制の対象・程度がより制限的でない他の選び得る手段であるかどうかを審査するもの)が該当する(第17期文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会(第3回)資料3「木下氏提出資料」より)

2 よど号判決以来、「自由に対する制限が必要かつ合理的なものとして是認されるかどうかは、右の目的のために制限が必要とされる程度と、制限される自由の内容及び性質、これに加えられる具体的制限の態様及び程度等を較量して決せられるべき」として定式化されている。(第17期文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会(第3回)資料3「木下氏提出資料」より)

3 最大判昭和59年12月12日民集38巻12号1308頁[札幌税関検査事件]参照

対応すべき悪質な行為の範囲の検討

民事

リーチサイト等による侵害コンテンツへの誘導行為のうち、差止請求の対象として特に対応する必要が高い悪質な行為類型はどの範囲か。

論点 1 差止請求の対象として特に対応する必要が高い悪質な行為類型は、誰のどの行為と考えられるか。

	ケースⅠ	ケースⅡ
リンク情報の掲載	甲	乙
サイトの運営		丙

(ケースⅠの例)

甲が、開設して運営するブログサイトにリンク情報を掲載する

(ケースⅡの例)

乙が、丙が開設して運営する掲示板サイトにリンク情報を掲載する

＜小委員会における主な意見＞

①リンク情報を掲載する又は削除しない行為

・公衆送信や複製といった結果の発生に対する危険性の程度が高く、実質的には送信可能化と同視でき、少なくとも著作権者の損害に繋がるとの意味において対象とすべき。

※サイトの利用者によって掲載された情報をサイトの運営者が削除しない行為については、サイトの運営者がその情報が掲載されている状態を放置すること自体が情報の掲載行為と評価され、差止請求の対象と認められた例がある。(東京高裁平成17年3月3日判決(平成16(ネ)第2067号))

②サイトを運営する行為

・これを差止めの対象とすると過剰差止めによる表現の自由に対する過度な制約となりうる。
・個々のリンク掲載行為が差止の対象となる場合は、現行制度の下でも予防措置としてサイト自体の削除が認められ得る。

論点2

行為者がリンク情報を掲載するサイトの特性(リンク情報の数, 侵害コンテンツへのリンク情報である割合, コンテンツの検索を容易にする工夫など)により, 差止請求の対象として特に対応する必要が高い悪質な行為類型に該当するか否かを区別すべきか。

仮に, 区別すべきと考える場合, どのような特性を有するサイトを対象とすべきか。

＜小委員会における主な意見＞

a. サイトの特性により対象を区別すべき

–リンク情報の提供行為は幫助に当たる場合に限って違法になるのであって, 客観的に著作権侵害行為を助長・促進するという効果を持つという要件を充たす必要があるところ, サイトの特性といった客観的要素による限定が必要 等

b. サイトの特性により対象を区別すべきではない

–数値的特性に限定すると容易に潜脱がなされてしまうおそれがある一方で, 開かれた構成要件(例えば「多数」)とするとかえって不明確となる 等

論点3 リンク先の侵害コンテンツがどのようなものである場合に, 差止請求の対象として特に対応する必要が高い悪質な行為類型と考えられるか。そのように考える根拠は何か。

＜小委員会における主な意見＞

a. 「市販されている著作物等」に限定すべき

–市販されている著作物のデッドコピーであれば権利者に与える不利益が非常に大きいので, 抑止する必要性は非常に高い。著作物の場合は権利者が誰かが分からないという問題を常に抱えているところ, 外形的に権利者が誰であるかの想像がつくものに絞ることには合理性があり, リンクをする者に予測可能性を確保することに繋がる 等

b. 市販されている著作物等のみならず, 一定の商業目的で提供される著作物等を含めるべき

–専らテレビ番組等の広告モデルの下で提供される著作物もリーチサイト等を通じた侵害コンテンツの拡散によって大きな経済的損害を受ける可能性があるため, そのような商業目的の著作物も対象とすべき。将来のビジネスを保護するため, 将来市販するものも対象に含めるべきであるが, 将来販売するものを含めると適用範囲が不明確になるので, 適用範囲を明確にするため, 将来市販の予定があることが明示されているものあるいは発行後一定期間内のものは対象にするべき 等

c. 著作物等の範囲を限定すべきでない

–今回は現行法上も違法な著作権侵害の幫助行為となるべき行為を対象にしているので, 著作物の範囲を限定するべきではない。「市販のもの」「商業的目的のもの」「広告収入によるもの」などと対象著作物に絞りをかければかけるほど予測可能性がなくなり, 違法・適法の判断がつかなくなる 等

論点4 どのようなリンク情報が提供される場合に、差止請求の対象として特に対応する必要がある悪質な行為類型と考えられるか。

＜小委員会における主な意見＞

- a. ネットワーク回線を介してハイパーテキストにより提供されるリンク情報に限定すべき
- b. ネットワーク回線を介して提供されるリンク情報とすべき(例えば、URLの文字列を提供する場合を対象とする)

論点5 どのような主観を有する場合に、差止請求の対象として特に対応する必要がある悪質な行為類型と考えられるか。「侵害コンテンツであることを知りながら」という要素に加えて、別の主観的要素が必要か否か、必要と考える場合についてはどのような要素が必要か、その理由はなぜか。また、「侵害コンテンツの拡散を助長する目的」との主観的要素についてはどのように考えるか。

＜小委員会における主な意見＞

- a. 「利益を得る目的」及び「著作権者等の利益を害する目的」が必要
- b. 「利益を得る目的」が必要
- c. 「利益を得る目的」又は「著作権者等の利益を害する目的」が必要
- d. 別の主観的要素は必要ではない

刑事

リーチサイト等による侵害コンテンツへの誘導行為のうち、刑事罰の対象として特に対応する必要が高い悪質な行為類型はどの範囲か。

論点1 刑事罰の対象として特に対応する必要が高い悪質な行為類型については、現行制度において対応が可能といえるか。また、現行制度を踏まえ、新たに制度を設ける必要があるといえるか。

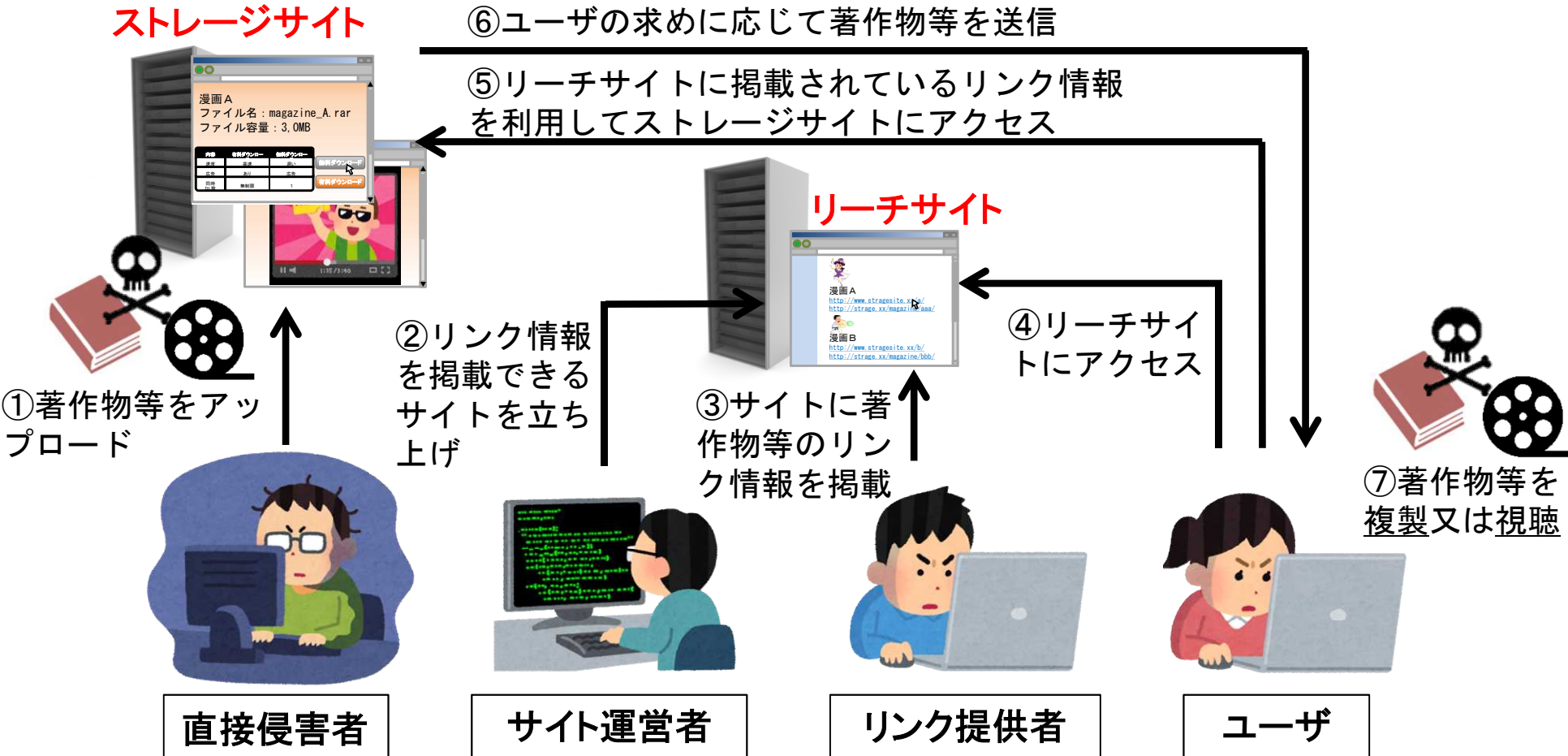
論点2 先に検討した「差止請求の対象として特に対応する必要が高い悪質な行為類型」は、刑事上可罰的（刑事罰の対象として特に対応する必要が高い悪質な行為類型）であると考えられるか。仮に、可罰的といえる範囲が当該行為類型とは異なると考えられる場合には、どのような行為類型が可罰的であると考えられるか。

立法形式

仮に、新たに制度を設ける場合、どのような立法形式によるべきか。その際当該制度の対象となる行為は、著作権法上、どのような性格のものとして説明されるか。

「サイト」型 (いわゆる「リーチサイト」の類型)

違法にアップロードされた著作物等へのリンク情報をウェブサイトに掲載して、ユーザを当該著作物等へ誘導する行為類型



※「サイト運営者」と「リンク提供者」が同一人物の場合（運営者投稿型）もある

ストレージサイトの形態

- ・ユーザに対して、著作物等をダウンロード形式により提供している場合とストリーミング形式により提供している場合がある
- ・ユーザに対して、有料の高速ダウンロードサービスを提供する形態が確認されている

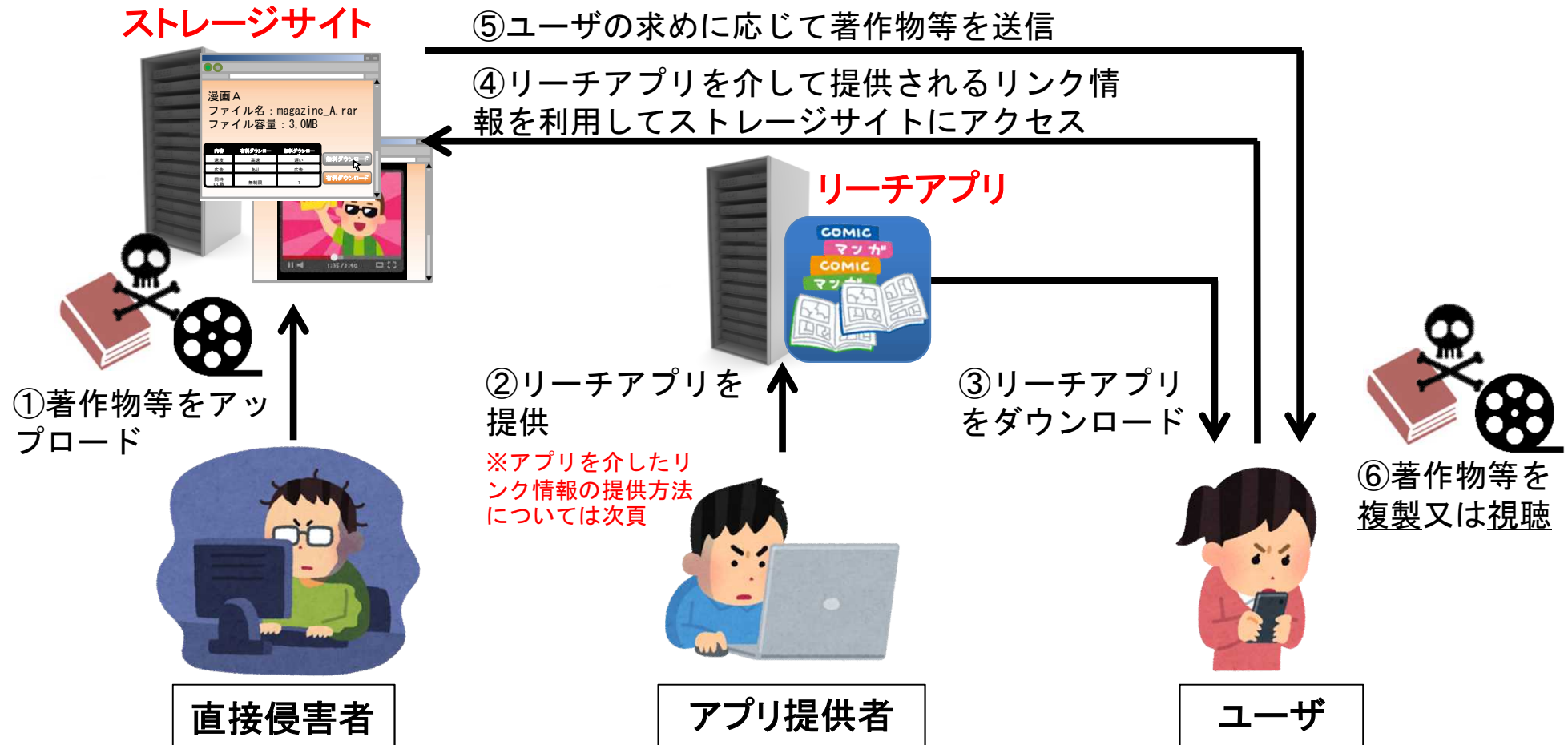
リーチサイトの形態

- ・ハイパーリンク形式（※1）のリンクが掲載されている場合とインラインリンク形式（※2）のリンクが掲載されている場合がある
- ・リンクが複数掲載されている場合と単数掲載されている場合がある
- ・広告が掲載されている場合とされていない場合がある

(※1) ユーザがリンクをクリックすることにより、リンク先サイトに接続し、リンク先サイトの画面上でコンテンツが表示されるもの。
 (※2) ユーザの操作を介することなく、リンク先サイトの画面又はこれを構成するコンテンツファイルが自動的に表示されるように設定されているもの。

「アプリ」型（いわゆる「リーチアプリ」の類型）

アプリケーションソフトを介して、違法にアップロードされた著作物等へのリンク情報を提供して、ユーザを当該著作物等へ誘導する行為類型



ストレージサイトの形態

- ・ユーザに対して著作物等をダウンロード形式により提供している場合とストリーミング形式により提供している場合がある

リーチアプリの形態

- ・ハイパーリンク形式によるリンクが提供される場合とインラインリンク形式によるリンクが提供される場合がある
- ・広告が掲載されているものが確認されている

（「アプリ」型における）アプリを介したリンク情報の提供方法

情報埋め込み型

アプリ内にリンク情報が埋め込まれているタイプ

（リンクを更新させるためにはアプリを更新させる必要がある）

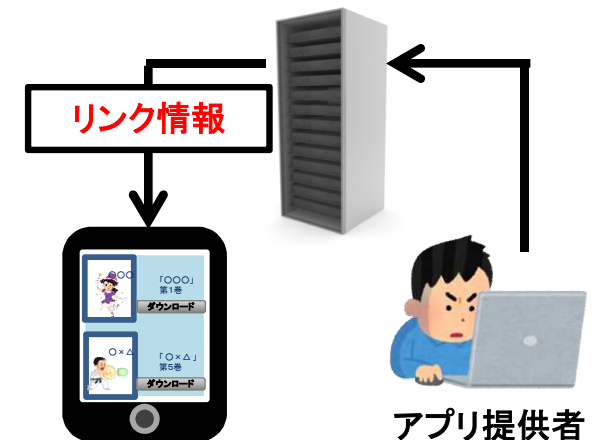


外部情報取得型

アプリ内にはリンク情報がなく、アプリを起動後に外部のサーバーに蔵置されたリンク情報を取得するタイプ

①アプリ提供者が外部サーバーに蔵置したリンク情報を取得するタイプ

- ①-1 ユーザがアプリを起動すると自動的に、アプリ提供者が蔵置したリンク情報のリストを取得するタイプ
- ①-2 ユーザに、アプリ画面を介してアプリ提供者が用意した検索エンジンを使用させ、検索結果としてリンクを取得するタイプ



②アプリ提供者以外が外部サーバーに蔵置したリンク情報を取得するタイプ

- ②-1 ユーザに、アプリ画面を介して、アプリに組み込まれた条件で外部の汎用検索エンジンを使用させ、検索結果としてリンクを取得するタイプ
- ②-2 ユーザに、アプリ画面を介して、外部の特定サイト内の検索エンジンを使用させ、検索結果として当該特定サイト内のリンクを取得するタイプ

